合併等（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。以下この号において同じ。）に係る合併法人（合併により設立したものを除く。以下この号において同じ。）、分割承継法人（分割により設立したものを除く。以下この号において同じ。）、被現物出資法人（現物出資により設立したものを除く。以下この号において同じ。）又は被現物出資法人」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同号ロ中「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、「合併等の日」の下に「（当該合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」を加え、同項第二号中「合併法人等でその合併等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つたもの」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には基準日の前日から当該適用年度の前連結事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。以下この号において同じ。）に係る合併法人等」に改め、同号ロ中「（分割又は現物出資の日」を「（分割、現物出資又は現物分配の日（現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。以下この号及び次項において「分割等の日」という。）」に、「当該分割又は現物出資の日」を「当該分割等の日」に改め、同条第二十項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条第二十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割承継法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同条第二十二項中「分社型分割、現物出資又は事後設立の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に改め、同条第三十六項中「（同法第七十一条第二項の規定を同法第八十一条の十九第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項の表第七十一条第一項第一号及び第二項第一号の項中「第七十一条第一項第一号及び第二項第一号」の下に「並びに第八十一条の十九第四項第一号ロ及び第二号ロ」を加え、同項を同条第三十八項とし、同条第三十五項を同条第三十七項とし、同条第三十四項中「第三十一項」を「第三十三項」に、「第三十項第七号」を「第三十二項第七号」に、「第三十二項」を「第三十四項」に改め、「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）」を削り、「最初連結事業年度開始日」を「最初連結親法人事業年度」に、「の開始の日をいう。）開始の日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十三項中「連結事業年度以後の各連結事業年度（第二号から第四号までに掲げる金額がある場合には、これらの号に定める連結事業年度後の各連結事業年度」を「連結事業年度後の各連結事業年度」に、「第三十項第四号」を「第三十二項第四号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第六十八条の九第五項第二号に掲げる金額」を「第六十八条の九第五項第一号に定める金額」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第六十八条の九第五項第二号に定める金額」を「第六十八条の九第五項第三号に掲げる金額」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第六十八条の九第五項第四号に掲げる金額」を「第六十八条の九第五項第三号に定める金額」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三十二項中「第三十項第四号」を「第三十二項第四号」に改め、「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）」を削り、「最初連結事業年度開始日」を「最初連結親法人事業年度」に、「の開始の日をいう。）」を「をいう。）開始の日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十一項中「当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には」を「次の各号に掲げる場合には」に、「連結事業年度とする。）」を「連結事業年度）」に改め、同項第一号中「当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日。」を削り、同項を同条第三十三項とし、同条第三十項第四号及び第七号中「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日。以下この号において同じ。）」を削り、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第二十四項から前項まで」を「第二十五項から第二十九項まで」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「分社型分割、現物出資又は事後設立の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

30　法第六十八条の九第一項又は第九項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人（第二十六項の現物分配に係る被現物分配法人であるものに限る。）が、当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をしたとき（当該被現物分配法人の当該現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第二十七条の四第二十五項の届出をしたときを含む。）は、当該現物分配については、第二十六項の規定は、適用しない。

第三十九条の三十七項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「第二十四項」を「第二十五項」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、「第二十七条の四第二十二項」を「第二十七条の四第二十三項」に改め、「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を総額方式等適用年度において行つた」を「総額方式等適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を売上調整年度において行つた」を「売上調整年度において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を総額方式等適用年度において行つた」を「総額方式等適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を売上調整年度において行つた」を「売上調整年度において行われた分割等に係る」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同項第三号中「総額方式等適用年度において行われた分割等に係る」を「総額方式等適用年度において行つた」を「総額方式等適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条第二十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第二十五項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条第二十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十四項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条第二十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条第二十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十二項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条第二十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条第二十項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第二十項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条第二十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項を同条第二十項とし、同条第十九項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条第二十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項を同条第十九項とし、同条第十八項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条第二十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項を同条第十八項とし、同条第十七項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条第二十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条第二十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条第二十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十四項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条第二十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条第二十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十二項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条第二十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三